

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	野焼きに支障が生じる小規模樹林等にかかる保安林について規制の特例、緩和	4130	野焼き作業に大きな支障が生じている樹林地帯の整理・除去について、景観や生物多様性の価値、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能やバイオマス燃料への活用など、阿蘇の草原の持つ多様な多面的で公益性の高い恵みを守るとともに、森林に匹敵する阿蘇地域の草原の水涵養力の観点から、その公益上の理由により必要が生じた保安林として、指定施業要件に係る伐採方法や限度、伐採跡地での補栽要件やその義務(法34条、34条の2、34条の3、34条の4)、恒久防火帯の整備等に係る土地の形質変更等の規制(法34条2項(知事許可))など、支障対象部分の保安林の伐採等に関する規制の特例、緩和措置を優先的・早期に講ずる。 また、保安林の行為制限に該当する行為を行う場合、指定施業要件に適合した高い精度の資料作成が必要となるが、利害関係者が主体となり申請手続きを行わなければならないことから、地元牧野組合等による事務手続きについては、審査資料等の作成について相当の時間や経費等の負担が見込まれることから、その申請手続きの簡素化(実地調査等による添付書類等の一省省略化等)や申請から許認可までの期間の更なる短縮等を実施可能とした。	草原(自然環境)の維持・活用	森林法 第34条(保安林における制限) 第34条の2(保安林における択伐の届出等) 第34条の3(保安林における間伐の届出等) 第34条の4(保安林における植栽の義務)	1回目	農林水産省	林野庁企画課、治山課	森林法	D、(一部E)	—	—	森林法 第34条(保安林における制限) 第34条の2(保安林における択伐の届出等) 第34条の3(保安林における間伐の届出等) 第34条の4(保安林における植栽の義務) 森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、水源涵養や災害の防備等の公共目的の達成に必要な森林について、一定の伐採・転用制限等を課すもの。	(伐採及び伐採後の補栽義務関係) 水源かん養や土砂災害の防備等の保安林の指定目的を達成するためには、伐採の制限や、植栽の義務等の一定の行為制限・義務は不可欠である。また、指定施業要件は、農林水産大臣又は都道府県知事が当該保安林の状況等を勘案して定めているものであるが、その後の状況の変化があった場合には、これに即応するように指定施業要件の変更は可能となっている。 このため、まずは、提案の趣旨に沿って当該保安林の指定施業要件の変更が必要な場合には、当該事務(大臣権限に係るものを含む。)を担任する熊本県と指定自治体との間で調整することをご検討いただきたい。 なお、法第33条の2第2項により、指定施業要件の変更に関係を有する地方公共団体の長は、当該指定施業要件を変更すべき旨を書面にて申請が可能となっている。(土地の形質変更等関係) 法第34条第2項及び当該許可基準を示した関係通知により、都道府県知事は森林の施業・管理の用に供する防火線の設置を許可することとなっている。 このため、恒久防火帯の整備等に係る土地の形質変更が上記許可基準に合致するかどうか、まずは、熊本県と指定自治体との間で調整できないかご検討いただきたい。(手続の簡素化関係) 法第34条第1項の伐採許可の申請があった場合には、法第34条第3項の規定により、都道府県知事は、申請に係る伐採の方法が当該保安林の指定施業要件に適合するかどうかを判断する必要がある。 また、法第34条第2項の土地の形質変更の許可の申請があった場合には、法第34条第5項の規定により、都道府県知事は、申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められるかどうかを判断する必要がある。 このため、農林水産省告示で定める申請に必要な申請書及び添付する図面の様式については、都道府県知事が上記判断をする上で必要なものとして伐採量や伐採面積等を定量的に記載することとなり、実地調査等による一部省略化を含めこれ以上の簡素化は困難である。 (手続の短縮化関係) 保安林の伐採許可等に係る手続の審査に当たっては、標準処理期間を30日等と定めて手続の迅速化に努めていただいているところである。 過去の事実として、野焼き作業に係る保安林の伐採許可の手続に1年以上の期間を要したとのことであるが、この期間は上記の標準処理期間を超えるものである。 このような事実が散見されるのであれば、熊本県による審査事務、又は申請者による申請書類の作成・修正の手続きのあり方に改善の余地があるか熊本県と指定自治体において検証し、必要に応じて所要の改善策を講じられたい。
						2回目								
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	第三種旅行者の企画旅行催行区域制限の緩和	4133	第三種旅行者が企画する募集型企画旅行のうち、特区内の草原での体験ツアーを主目的とし、地元牧野組合の了承の下で実施するものに限っては、当該区域を1行政区画と見なすことにより、隣接市町村以外の区域でも実施可能とする。 現行制度では、第三種旅行者は、遠隔地の草原で実施されるプログラムとの連携や遠隔地への送迎を組み合わせた旅行商品を造成することができない。例えば、阿蘇市と小国町には異なるタイプの草原があるが、隣接町村ではないため、阿蘇市の事業者が両地域を組み合わせたプログラムを実施しようとしても、単独ではできない。 また、第二種旅行者に移行するには登録要件にある高額の営業保証金の確保など必要であり、地域の事業者にとっては負担が大きい。 このようなことから、特区申請地域の阿蘇地域8市町村は、広域市町村圏を形成しており、この圏域内を1市町村内に準じる区域と見なしていただきたい。	観光消費や食料生産基盤の確保	旅行業法施行規則(業務の範囲) 第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。 三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。))の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域(次号において「拠点区域」という。)内において実施されるものを除く。))の実施に係るもの以外のもの)	1回目	国土交通省	観光庁観光産業課	旅行業法施行規則(業務の範囲) 第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」という。)の別は、次のとおりとする。 三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下同じ。))の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域(次号において「拠点区域」という。)内において実施されるものを除く。))の実施に係るもの以外のもの)	C	—	—	—	ご提案の内容は、第二種旅行者が旅行商品を造成・販売することで対応が可能。 また、第三種旅行者の業務範囲の拡大については、消費者保護の観点から設定されている第三種旅行者の営業保証金額・基準資産額の引き上げなどについても考慮する必要がある。 第二種旅行者への移行は負担が大きいという点については、第二種旅行者の登録を行う際に1,100万円の営業保証金の供託が必要となるが、旅行業協会に加入することで、その供託に代えて弁済業務保証金分担保(営業保証金の1/5相当額)を納付すれば足りることとされている。
						2回目			Z	—	—	旅行業は無形かつ非定型のサービスを提供するものであることにかんがみ、旅行業法においては、消費者保護に係る規定として、営業保証金の供託(法第7条)、財産的基礎に係る登録拒否要件(法第6条第1項第8号)が設けられている。 営業保証金制度は、旅行者の債権保護、基準資産額は旅行者の外的変動要因に対する営業継続性の担保という目的を持つものである。	ご提案いただいた内容について、①具体的な需要等を踏まえた当該特例を設けることとする合理的な理由、また、②現行の営業保証金制度及び基準資産額に代替する消費者保護の担保の方法を検討された。 ①については、特区内の草原での体験等に係る旅行商品の造成のニーズを把握するため、現在実施されている同種の旅行商品の催行本数や取扱額、また、当該特例を設けることにより増加すると見込まれるツアーの催行本数や取扱額等の具体的な数値を示された。また、これらの具体的な数値を踏まえ、当該特例を設けることとする合理的な理由を説明された。 ②については、左記の営業保証金制度及び基準資産額の規定の趣旨を踏まえ、営業保証金の額及び基準資産額を引き上げずに第三種旅行者の催行区域を拡大するにあたって、その代替となる消費者保護の担保の方法について具体的に示された。	

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
				<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他</p>		<p>【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>	
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	野焼きに支障が生じる小規模樹林等にかかる保安林について規制の特例、緩和	4130	d	<p>保安林の伐採、伐採後の植栽義務等に関する指定施業要件の変更や、土地の形質変更等に伴う許可基準等について、提案事項等に対する担当省庁のご見解に基づき、当該案件の許可権限を持つ熊本県と指定自治体との間で十分調整するとともに、今回の提案内容の精査を行い、指定自治体側等が提案実現について再検討を行ったうえで、必要に応じてH26春協議以降に再提案を含め改めて協議を行いたい。</p>	<p>要望の実現に向けて、農林水産省からは、現行法令等で提案の一部を実現することは可能との見解が示されているが、自治体は、現状において防火線設置要件にどの程度当てはまるのか、また、申請から許可に至る手続上の問題点などについて、再度熊本県と協議し論点を整理することが必要である。 一旦協議は終了するが、再度確認した上で必要に応じて、次回以降に農林水産省と改めて協議を行うこと。</p>	v	
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	第三種旅行者の企画旅行催行区域制限の緩和	4133	c	<p>現在、特区内における第二種旅行者は非常に少なく、第二種旅行者と第三種旅行者が連携するにしても、それぞれの目的、方向性が合致せず、また委託販売に係るマージン等の関係から連携するメリットが少ないため連携が取りにくい状況である。 また、特区圏域を1市町村内と準じる区域とした場合でも、移動に係る距離は最長でも往復約100キロと短かく、営業範囲は限られた範囲であるため、消費者保護の観点からも、第三種旅行者の営業保証金の範囲で対応できるものと考えられる。 さらに、営業保証金の金額について旅行業協会への加入により減額納付が可能であることを示されたが、第二種旅行業を取得するため、仮に一般社団法人全国旅行業協会に加盟する場合、熊本県旅行業協会への加盟、熊本県旅行業協同組合への加盟が必須となり、その入会金や年会費など必要となる経費は零細企業には厳しい。 今回の提案は、地元第三種旅行者による全国展開を図ろうというのではなく、「阿蘇」という一般通念上ひとつのイメージとして受け取られるまとまりある区域において、消費者の抱くイメージと受け入れ体制との円滑な整合を図りたいというものである。 また、このことは観光庁により採択された「阿蘇くじゅう」観光圏の取組みをさらに推進するものである。 この様なことから、是非、本提案による規制の緩和を認めて頂くようお願いしたい。</p>	<p>国土交通省から代替案を提示されているが、国土交通省は左記の自治体の見解も踏まえ、特区圏域における移動距離が最長でも往復100キロ以内と短いこともあり、特区圏域を1市町村内と準じた区域とみなすこと等について再度検討すること。</p>		
			b	<p>国土省の見解で説明を求められている点については下記の通りである。 ○草原体験旅行の同種旅行催行本数、取扱額 ・現在の催行はない。(本年度において草原体験コンテンツを創出しているところ) ○第三種旅行者で取り扱えることとなった場合の増加見込み ・現在企画中の新規旅行商品は、2泊3日程度で、29,800円/人を想定している。 ・通年受け入れ体制も構築していくことから、月平均15名以上の催行を実施したい考え。 ・また、現時点でこれらに意欲のある旅行会社は2社であることから、29,800円×15名×12ヶ月×2社=10,728,000円程度の取扱額の増加を見込んでいるところ。 ○現行の営業保証金制度及び基準資産額に代替する消費者保護の担保方法 ・第三種旅行者の営業保証金の範囲内での旅行商品を対象としているため、代替措置を示す必要性は無いものと認識している。 以上の内容を踏まえ、阿蘇地域における観光に係る受け入れ態勢を整え、「阿蘇くじゅう」観光圏の更なる取組みの推進を図るためにも、本提案による規制の緩和が必要であるので、今後も継続して協議頂くようお願いしたい。</p>	<p>国土交通省は、指定自治体からの回答内容を踏まえ、特区全体を1つの地域とみなし、第三種旅行者の業務範囲を拡大することについて、法令等の改正による特例措置の実現に向けて検討を進めること。</p>	ii	